互助会だより

２０１９年2月１５日発行
No. 502
編集と発行：高島市勤労者互助会

事務局からのお知らせ

人間ドック補助申請について

今年度の「人間ドック受診料補助申請」の手続きはお済みですか？

３０年度に「人間ドック」または「生活習慣病予防健診と一緒にオプション検診」を受けられた会員様は、受診機関発行の領収書のコピーを添え、「人間ドック受診料補助申請書」をご提出下さい。
（※３０年度の申請がまだの方は至急手続きをお願い致します。様式は「事務の手引き」または「互助会ホームページ」にあります。）

◎対　　象　　平成３０年度中に

☆人間ドック検診を受診された会員
☆生活習慣病予防健診（健康診断）に付加健診（大腸がん検診等のオプション検診）を併せて受診された会員で「総支払額から生活習慣病健診料を引いた金額（オプション検診料）が 3,000 円を超える場合」

◎補助金額　　年１回に限り　３，０００円
◎注　　意　　人間ドック受診料補助については、毎年請求出来る事となります。年度内１回が対象となりますので、年度内に２回受診とならないよう受診日にご配慮ください。

インフルエンザ予防接種料補助の申請について

インフルエンザ予防接種を受けられた会員で申請がまだの方は、至急、ご提出をお願いします。この補助金は**会員本人が接種された場合**のみ対象です。（接種金額が 1,500 円未満の場合は対象外となります。）

保険金の申請はお早目に！

平成３０年４月１日から平成３１年１月末までに発生した入学祝金（小学校）、 還暦祝金、勤続２０年・２５年・３０年祝金、出生祝金、結婚祝金、死亡弔慰金等の保険金請求の手続きをお忘れではございませんか？保険請求申請は自己申告となっていますので、お忘れのないように申請をお願いします。支払事由日が既に到来している方は、至急事務局まで請求書の提出をお願いします。

※保険金の支払請求は、支払事由発生日より６０日以内に事務局まで提出してください。
※保険金のお支払は申請した月の翌月末頃に事業所口座へ振込みさせていただきます。
※平成３１年４月の入学祝金は入学後の請求ですのでお間違えのないようにお願いします。
※支払事由日が確定していない保険金申請書の預かりはできません。
※会員本人の死亡、会員本人の重度障害・後遺障害、住宅災害見舞金を申請される場合は別途提出書類が必要となります。（事務局までお問い合わせください。）

◎自然災害（大雪や台風等）によって会員が**居住する住宅**が被害を被った場合を対象に**「住宅災害保険金」**がお支払いされることがあります。（内容によっては対象とならない場合もあります。）
詳細については事務局までお問い合わせください。

２月分の保険金申請書の提出締め切りは２月２２日（金）です。

高島市勤労者互助会（たかきんワーク）　Tel：０７４０-３２-８１８８　Fax：０７４０-３２-３３４０
〒５２０－１２１７　滋賀県高島市安曇川町田中８９　高島市商工会内
URL　https://taka-kin.zenpuku.or.jp/　Ｅメール　info@taka-kin.zenpuku.or.jp